

規制の事前評価書

1. 政策の名称

銀行持株会社の子会社であって銀行以外のものが特定の業務を行う場合における認可制の導入

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

3. 評価実施時期

平成 20 年 3 月 3 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

現行の銀行法では、銀行の子会社及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、銀行に対する他業禁止の趣旨（銀行業務専念による効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業リスクの回避等）及び組織形態に歪みを与えない観点等から、法令で同一内容に制限されている。

また、全ての銀行グループに対して一律の規制となっている。

② 問題点

銀行グループの業務範囲規制については、これまでも、金融をめぐる状況の変化等に応じ、利用者利便の向上等の観点も加味しながら、累次にわたり緩和され、銀行グループによる業務内容が拡大されてきた。

近年においては、金融サービスの高度化、多様化、国境を超えた金融グループの業務展開の一層の進展が見られる中、金融グループには、自ら創意工夫を凝らしながら、多様で質の高いサービスを提供していくことが、従来にも増して求められており、現行の画一的な業務範囲規制のあり方については、今日的な視点から、規制の趣旨や業務の特性等を踏まえて見直していくことが適当と考えられる。

③ 規制の新設の目的及び必要性

銀行グループの業務範囲規制については、可能な限り柔軟に対応していく枠組みを確保していくことが適当と考えられる。

この点、銀行持株会社の兄弟会社（銀行持株会社の子会社のうち銀行の子会社以外の会社をいう。）間には、親子会社間に比べ、相互に経営に与える影響がより少ない仕組みであることを踏まえれば、銀行の子会社に比して銀行持株会社の兄弟会社の業務範囲は緩和する余地があるものと考えられる。

以上の点を勘案すれば、十分な経営管理・リスク管理が確保されることを前提として、銀行の兄弟会社に、新たに特別の業務を認めていく制度的枠組みを導入してい

くことが適当と考えられる。

(2) 法令の名称、関連条項

- ① 銀行法第 52 条の 23 の 2
- ② 長期信用銀行法第 16 条の 4 の 2

(3) 規制の新設又は改廃の内容

経営管理・リスク管理に優れた銀行グループの銀行兄弟会社に対して商品現物取引等の業務を解禁する枠組み(認可制)を導入する。具体的には、

- ① 銀行持株会社は、銀行持株会社の子会社の範囲の規制にかかわらず、特例子会社対象会社(特例子会社対象業務を専ら営む会社等)を持株特定子会社(銀行持株会社の子会社である銀行の子会社以外の子会社)とすることができることとする。
(注)「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社(ベンチャーキャピタル会社を除く。)が営むことができる業務(従属業務を除く。)以外の業務であって、商品の売買その他の銀行持株会社の子会社対象会社が営むことのできる業務に準ずるものをいう。
- ② 銀行持株会社は、特例子会社対象会社を持株特定子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととする。
- ③ 銀行持株会社は、特例子会社対象会社を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な要件を満たすために必要な措置を講じなければならないこととする。
- ④ 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法)についても、同様の整備を行うこととする。

5. 想定される代替案

銀行持株会社は、届出を行った場合には、銀行の兄弟会社において、商品現物取引等の子会社業務範囲以外の業務を行うことができることとする。

6. 規制の費用

(1) 遵守費用

① 本案

特例子会社対象会社を持株特定子会社としようとする銀行持株会社は、内閣総理大臣の認可の申請に伴う費用が発生する。

② 代替案

特例子会社対象会社を持株特定子会社としようとする銀行持株会社は、内閣総理大臣への届出に伴う費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

国において、特例子会社対象会社を持株特定子会社としようとする銀行持株会社に対する内閣総理大臣の認可に係る受付及び審査業務に伴う費用及び検査・監督に伴う費用が発生する。

② 代替案

国において、特例子会社対象会社を持株特定子会社としようとする銀行持株会社に対する内閣総理大臣への届出に係る受付業務に伴う費用及び検査・監督に伴う費用が発生する。

なお、経営管理・リスク管理の状況等を事前に確認できないため、銀行グループの経営の健全性の確保に伴う検査・監督に伴う費用は、本案に比べて大幅に増加するものと考えられる。

(3) その他の社会的費用

① 本案

銀行持株会社の経営管理・リスク管理の状況等について、事前に確認することにより、銀行グループの財務の健全性に支障が生ずるといった社会的費用が発生するおそれは少ない。

② 代替案

銀行持株会社の経営管理・リスク管理の状況等を事前に確認することができないため、銀行等に対する他業禁止の趣旨(固有業務に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業の有するリスク回避等)を逸脱し、銀行グループの財務の健全性に支障が生ずるといった社会的費用が発生するおそれがある。

7. 規制の便益

① 本案

金融サービスの高度化、多様化、国境を超えた金融グループの業務展開の一層の進展が見られる中、自ら創意工夫を凝らしながら、多様で質の高いサービスを提供していくことが可能となる。

また、銀行持株会社の経営管理・リスク管理等について認可することで、銀行グループ経営の健全かつ適切な運営を確保しうる。

② 代替案

本案と同様に、金融サービスの高度化、多様化、国境を超えた金融グループの業務展開の一層の進展が見られる中、自ら創意工夫を凝らしながら、多様で質の高いサー

ビスを提供していくことが可能となる。

8. 政策評価の結果

本案、代替案ともに、銀行グループによる多様で質の高いサービスの提供が期待できる。

しかしながら、代替案では、銀行グループの経営管理・リスク管理の状況等を事前に確認することができないため、銀行等に対する他業禁止の趣旨(固有業務に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業の有するリスク回避等)を逸脱し、銀行グループの財務の健全性に支障を生ずるおそれがある。

このため、本案の採用が現実的かつ適切な方策として適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会第二部会報告「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(平成 19 年 12 月 18 日)において、十分な経営管理・リスク管理が確保されることを前提として、銀行の兄弟会社に、新たに特別の業務を認めていく制度的枠組みを導入していくことが適当と考えられる。その際、予め行いうる業務を法令で限定した上で、当局の個別の許認可の下で新たな業務を認める方式を基本としつつ、金融をめぐる状況の変化等に応じ可能な限り柔軟に対応していく枠組みを確保していくことが、現実的な方策として適当と考えられるとされている。

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成 25 年度に事後検証を実施。